

# 資料 7 - 2

## 労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ

### 第1 はじめに

労働検討会では、平成14年2月から、労働関係事件への総合的な対応強化について検討を行っている。本資料は、これまでの議論を踏まえ、考え得る対応の方向性等に関して中間的に取りまとめたものである。今後、関係各方面からの意見等を伺いつつ、更に具体的な検討を進めていく予定である。

労働検討会における検討事項は、次の4つである。

導入すべき労働調停の在り方について

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について

前記の 及び の検討事項については、いずれもが専門的な知識経験を有する者の関与する裁判所の手続についての検討事項であり、相互に関連するため、総合的に議論してきたところである。

### 第2 専門的な知識経験を有する者の関与する新たな紛争解決制度（労働審判制度）の導入（第1に記載の検討事項 及び について）

裁判所（注1）における個別労働関係事件（注2）についての簡易迅速な紛争解決手続（注3）として、労働調停制度を基礎としつつ（注4）、裁判官と雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者（注5）が当該事件について審理し、合議により、権利義務関係を踏まえつつ事件の内容に即した解決案を決するものとする、新しい制度（以下、全体として「労働審判制度」と仮称する。）（注6）を導入することはどうか。（注7）

（注1）労働審判制度は、地方裁判所における手続とすることが考えられる。また、当事者は訴訟制度と労働審判制度とのいずれを申し立てるかを選択できるものとする。

（注2）労働審判制度の対象となる個別労働関係事件の意義については、例えば、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の

## 資料 7 - 2

紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。）とする個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条の規定等を参照しつつ、その詳細については、なお検討するものとする。

- (注3) 労働審判制度は、3回程度の期日で事件の処理が図られるような手続がイメージされている。
- (注4) 労働審判制度においては、事件を審理しつつ、調停を試み、調停によって解決し難い事件について解決案を決するものとするのが考えられる。その手続の内容、決せられた解決案の効力及びこれとの関連における当事者の意向への考慮の在り方、訴訟手続との関連等、制度の詳細については、なお検討するものとする。
- (注5) 具体的には、労働関係の法令及び判例に関する知見、労働関係の制度、技術、慣行等の実情に関する知見、労使間の紛争解決における均衡点を見出す調整力及び判断力等を有することが必要と考えられる。  
この専門的な知識経験を有する者は、労働者又は使用者の利益を代表する者ではなく、中立かつ公正な立場で職務を行うものであることが、労働審判制度の前提となると考えられる。
- (注6) 非訟事件手続法の規定に従って裁判所が処理する民事手続（いわゆる非訟手続）として導入することが考えられる。
- (注7) いわゆる労働参審制等の、雇用労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する訴訟制度の導入の当否については、労働関係訴訟の今後の状況、上記の労働審判制度（及び専門委員制度）における専門的な知識経験を有する者の関与する実績等を踏まえるべき、将来の重要な問題と考えられる。

### 第3 労働関係事件の訴訟手続の更なる適正・迅速化について（第1に記載の検討事項 について）

労働関係事件について、より適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、実務に携わる裁判官、代理人である弁護士等の関係者間において、今般の民事訴訟法の改正等を踏まえ、計画審理、定型訴状等の在り方をはじめ実務の運用に関する事項についての具体的な協議を行うこと等により、訴訟実務における運用の改善に努めるものとするかどうか。（注1）（注2）

- (注1) この他、第2に記載の新しい労働審判制度においても、計画的に審理が進められることが想定されるところである。
- (注2) 労働関係事件の訴訟手続について法制度上の整備を行うことの要否については、特に労働関係の終了に関する事件に関し、本案審理の迅速化、計画審理の原則化等の運用改善の指針を法制化することが適当であるという意見があった。

### 第4 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について（第1に記載の検討事項 について）

## 資料 7 - 2

労働委員会における不当労働行為事件の審査の際に提出を命じられたにもかかわらず提出されなかった証拠が、救済命令の取消訴訟において提出されることに関して、何らかの制限を課するものとする（注1）について、引き続き検討することはどうか。（注2）（注3）

（注1）厚生労働省の「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会報告」において、「労働委員会の審査では審査委員による求めがあっても提出されなかった証拠が、取消訴訟において新たに提出されたことにより、労働委員会の事実認定が否定される事案が見受けられ、不当労働行為審査制度の意義が没却されている。このような状況を改善するため、労働委員会の提出命令を受けたにもかかわらず提出されなかった証拠については、取消訴訟において提出を制限する措置を講ずる方向で検討することが適当である。」と記載されている。

なお、この提出命令の点については、厚生労働省において今後検討がされる予定である。

（注2）この制度については、労働委員会における証拠の提出を命ずる手続等の内容、証拠の提出を制限することができるための要件、証拠の提出の制限の効果等について、なお検討することが必要である。

（注3）救済命令の司法審査におけるいわゆる審級省略及び実質的証拠法則の導入の当否については、今後の労働委員会における不当労働行為審査制度の改善状況等を踏まえ、さらに検討されるべき重要な課題である。